2013
6
No.506

- 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正について
- 「消防・救助技術の高度化等検討会」中間報告書の概要について

特報1 「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正について …… 4

特報2 「消防・救助技術の高度化等検討会」中間報告書の概要について …… 6

平成25年６月号 No.506

巻頭言 災害の教訓を忘れることなく（消防庁次長　市橋　保彦）

Report

「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保に係る検討会」報告書の概要 …… 10

平成24年（１月～12月）における火災の概要（概数） …… 13

TOPICS

平成25年度消防研究センターの一般公開 …… 15

国民保護に係る国と地方公共団体による共同訓練の実施について …… 16

平成25年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式 …… 17

緊急消防援助隊情報

京都市消防局に対するヘリサットシステムの引渡式について …… 18

先進事例紹介～消防の広域化

滋賀県　東近江行政組合消防本部「すべては住民のために」 …… 20

先進事例紹介

地域の宝を地域の手で守るために …… 22
～地域による津波一時避難場所の整備～（石川県　珠洲市正院地区自主防災組織）

消防通信～望楼

岩見沢地区消防事務組合消防本部（北海道）／松戸市消防局（千葉県）／千曲坂城消防本部（長野県）／枚方寝屋川消防組合消防本部（大阪府） …… 24

消防大学校だより

平成25年度中の講師派遣について …… 25

警防業務リーダー講習会の開催について …… 26

報道発表等

最近の報道発表について（平成25年4月26日～5月25日） …… 27

通知等

最近の通知 …… 28

広報テーマ（６月分・７月分） …… 28

お知らせ

電気器具の安全な取扱い …… 29

津波による災害の防止 …… 30

■ 表紙
写真提供：福井市消防局

巻頭言

災害の教訓を忘れることなく

消防庁次長　**市橋　保彦**

４月１日に消防庁次長に就任いたしました。よろしくお願いいたします。

私の消防庁勤務は今回で４度目となります。最初は、平成元年の４月から２年間特殊災害室で石油コンビナート災害や原子力災害などを担当しました。今からは考えられないことですが、当時は原子力防災訓練で住民参加の避難訓練をすることの是非が国会等で議論されておりました。原子力行政所管省庁は、防災業務関係者が自らの業務に習熟するよう訓練を行えば十分という見解で、住民参加の訓練には、たとえそれが模擬住民の参加という形態をとったものであっても極めて否定的だったのを覚えています。さらに原発立地自治体からは、原子力災害の特別法を制定すべきとの要望もなされておりましたが、これにも関係省庁は消極的でありました。

その後平成11年の東海村ウラン加工施設における臨界事故を契機に原子力災害対策特別措置法が制定され、原子力緊急事態への対応等が制度化されました。そして、今回の東京電力福島第一原子力発電所の事故。原子力災害対策は抜本的に見直され、実際に緊急事態が発生したときに十分機能するように実効的な対策が講じられることとなったのです。

２度目の消防庁勤務は平成７年７月から平成９年３月までの総務課勤務です。消防庁の重点施策の企画立案、予算の確保、組織体制の強化等を担当し、特に阪神・淡路大震災の教訓を踏まえた消防防災体制の充実強化に取り組みました。このなかでは、震度情報ネットワークシステムの整備事業が強く記憶に残っています。阪神・淡路大震災ではとにかく被害情報の把握に時間を要しました。この事業は、全国の市町村に震度計が設置されていれば、どの程度の地震が発生したのか全体像を即時に把握でき、また仮に震度計が被災し情報が取れない場合にはそのこと自体が貴重な情報となり、国や都道府県の初動対応に生かせるという考えに基づくものでした。これを都道府県の事業として位置づけ、財政当局と調整し、国庫補助率２分の１、かつ裏負担は補正予算債で対応できると整理しました。

この時整備された震度情報ネットワークの更新に３度目の消防庁勤務で関わることとなります。３度目は平成21年７月から総務課長として１年間勤務しました。12年ぶりの消防庁勤務で、この間、緊急消防援助隊の法制化、危機管理センターの整備、国民保護・防災部の設置など消防庁の危機管理体制は大きく強化されておりました。着任する前となりますが、平成21年５月の「経済危機対策」に基づき補正予算が成立し、この中で、先ほどの震度情報ネットワークシステムの全国一斉更新に全額国庫負担による交付金事業で取り組むこととされました。このほか、J-ALERTの全国一斉整備や緊急消防援助隊の装備の充実強化等のための経費含め、消防庁関係で総額520億円が盛り込まれておりました。着任後、これらの経費が政権交代に伴う予算の見直しの対象となり、執行停止できる事業がないのか等について省内で厳しい議論がなされました。結果的には事業の必要性等について理解を得、不用額や官庁営繕費等73億円の執行を停止したものの、根幹となる事業費は確保することができました。その後、平成22年度当初予算編成に合わせて事業仕分けが実施され、消防防災施設整備費補助金および緊急消防援助隊設備整備費補助金が対象とされ、結果的にそれぞれ対前年度比３パーセント減、５パーセント減で予算計上されることとなりました。

今回消防庁に戻ってきてみると、東日本大震災後の累次の補正予算等で緊急消防援助隊の設備補助金や無償貸与資機材の整備に係る予算措置が大幅に拡充されておりました。３年前とは様変わりだなあと率直に驚いています。

これは自らを省みての反省でもあるのですが、甚大な被害をもたらした災害から時間がたつと、ともすれば消防防災体制の充実強化の必要性、緊急性に対する認識が薄れがちになってしまいます。そうならないよう常に緊張感を持続させつつ職務にあたっていかなければならないと肝に銘じています。皆さんと一緒に、我が国の消防防災行政の推進のため全力を尽くして参る所存です。どうぞよろしくお願いいたします。

「市町村の消防の広域化に関する基本指針」の一部改正について

消防・救急課

改正に至る経緯

消防本部の現状

●従前から（平成６年〜）市町村の消防の広域化を推進
●市町村合併の進展とともに、消防本部数は一定程度減少
H3　936 → H6　931 → H12　907 → H19　807 → H24　791 → H25　770（H25.4.1）
●管轄人口規模別消防本部数（平成25年４月１日現在）

消防庁において、消防力の強化による住民サービスの向上や消防に関する行財政運営の効率化と基盤の強化を図るため、平成18年に市町村の消防の広域化に関して消防組織法の改正が行われ、これに基づく「市町村の消防の広域化に関する基本指針」（以下「基本指針」という。）が策定されました。

それ以来、消防組織法に基づき各都道府県において定められた推進計画により広域化の取組が進められたところですが、この取組により広域化を実現した消防本部では、人員配備の効率化と充実、消防体制の基盤強化を通じた住民サービスの向上等の成果が現れている状況にあります。また、その一方で、全体的な広域化の進捗は十分ではなく東日本大震災などの大規模災害リスクの高まりが指摘される状況等を踏まえ、今後の広域化の進め方について消防庁長官から第26次消防審議会に諮問がなされたところであり、これを受けて平成24年９月７日に消防審議会より「消防組織法第31条に基づく市町村消防の広域化に関する中間答申」が示されました。この中間答申では、広域化の取組を引き続き推進することが必要としつつ、今後は地域の特性・実情を尊重する見地から広域化に関する基本認識を見直すことが望ましいとされ、広域化の実現期限を５年程度延長し、地域の実情に応じたきめ細かな取組が必要とされました。

基本指針の改正について

第26次消防審議会の中間答申を受け、災害の大規模化・多様化等の消防を取り巻く環境の変化に的確に対応し、消防本部の一層の体制強化を図るため、地域の実情を尊重することを基本として、平成25年４月１日に基本指針の一部が改正されました。主な改正項目は下表のとおりです。

項　目	改正後の基本指針	改正前の基本指針
広域化する際に目標とする消防本部の管轄人口規模	広域化対象市町村の組合せを検討する際には、30万の規模目標には必ずしもとらわれず、これらの地域の事情を十分に考慮する必要がある。	おおむね30万以上の規模を一つの目標とすることが適当
国・都道府県が支援の対象とする地域	（消防広域化重点地域） 広域化対象市町村の組合せを構成する市町村からなる地域のうち、広域化の取組を先行して重点的に取り組む必要があるものとして次に該当すると認めるものを都道府県知事が指定、国・都道府県の支援を集中的に実施。 ①今後、十分な消防防災体制が確保できないおそれがある市町村を含む地域 ②広域化の気運が高い地域	（広域化対象市町村） 都道府県が消防の現況、将来の見通しを勘案し、広域化を推進する必要があるものとして推進計画に位置づける市町村
広域化の実現の期限	平成30年４月１日 （５年程度延長）	平成24年度末

また、国の平成25年度予算成立に伴い、平成25年５月16日付けで改正後の基本指針に広域化に関する財政措置の内容が追加されました。

広域化支援対策

1． 財政措置

平成25年度については、下表のとおり、広域化に伴って必要となる経費に対して、ソフト・ハードの両面から総合的に財政措置が強化されています。

なお、平成26年度以降は、都道府県知事が指定する消防広域化重点地域の着実な広域化の実現を図るため、財政措置を消防広域化重点地域に重点化していく予定です。

消防の広域化に対する財政措置（平成25年度）

消防の広域化に伴って必要となる経費等に対して、ソフト・ハードの両面からの総合的な財政措置を強化。

市町村分

1．消防広域化準備経費（拡充）

消防の広域化の準備に要する広域消防運営計画策定経費、広域化協議会負担金、協議会委員報酬、広報誌作成費及び住民意向調査費等の経費について特別交付税措置を講じる。

2．消防広域化臨時経費（継続）

消防の広域化に伴い臨時的に必要となる次の経費について特別交付税措置を講じる。

①消防本部・施設の統合、署所の再配置に伴う通信等施設・設備に要する経費　②本部の名称・場所の変更等に伴い必要となる経費

③業務の統一に必要となるシステム変更、統一規程の整備等に要する経費　④その他広域化整備に要する経費

3．消防署所等の整備

○緊急防災・減災事業（拡充）

（1）広域消防運営計画等に基づき、必要となる消防署所等（一体的に整備される自主防災組織等のための訓練・研修施設を含む。）の増改築（再配置が必要と位置づけられた消防署所等の新築を含む。）を支援する。

（2）統合される消防本部を消防署所等として有効活用するために必要となる改築を支援する。

→【緊急防災減災事業債】充当率100%　交付税算入率　元利償還金の70%

○一般事業（継続）

消防の広域化に伴う消防本部の整備を支援する。 → 一般単独事業債　充当率90%（通常75%）

4．消防指令施設（指令装置等）の整備（拡充）

国の周波数再編に伴い平成28年度までに完了する高機能消防指令センターで複数の消防本部が共同で整備するもの又は市町村の消防広域化に伴い整備するものの整備を支援する。

5．消防車両等の整備（拡充）

広域消防運営計画等に基づく消防本部の統合による効率化等により、機能強化を図る消防車両等の整備を支援する。

→（4・5）【緊急防災減災事業債】充当率100%　交付税算入率　元利償還金の70%

6．国庫補助金の配分について（継続）

消防の広域化に伴う消防防災施設等の整備については、消防防災施設等整備費補助金の交付の決定に当たって、特別の配慮を行う。

※ 3～5の拡充分については、すでに広域化を行った市町村も対象

都道府県分

1．消防広域化推進経費（拡充）

重点地域の指定や協議会への参画、調査研究、広報啓発等、都道府県がその役割を果たすための事業等を実施する体制の整備に必要な経費について普通交付税措置を講じる。

2．広域化対象市町村に対する支援に要する経費（新設）

広域化対象市町村に対する補助金、交付金等の経費について特別交付税措置を講じる。

※平成26年度以降の措置については、消防広域化重点地域に対するものに重点化するとともに、必要に応じて見直す予定。

2． 広域化の先進事例や具体的な調整事項のノウハウに関する情報提供

消防庁では、消防広域化推進アドバイザーの派遣や広域化した団体の先進事例集の提供、広域化に向けたノウハウを取りまとめたマニュアルの提供など、きめ細かな支援を行っていきます。

問合わせ先

消防庁消防・救急課　清水

TEL: 03-5253-7522

「消防・救助技術の高度化等検討会」中間報告書の概要について

参事官・特殊災害室

1 はじめに

消防庁では、平成24年度において、近年のNBC災害対応資機材の高性能化に伴う検知、救出、除染等の活動手法の進展や実災害での経験等を踏まえて「消防・救助技術の高度化等検討会」（座長：小林恭一　東京理科大学教授）を７回にわたり開催し、より効果的な消防活動を確立するため、現行のマニュアルの見直し、内容の充実について検討しました。このたび、検討会の中間報告書を取りまとめましたので、その概要をご紹介します。

図1　第1回検討会の様子

2 検討会の目的等

（1）検討の目的

近年のNBC災害対応資機材の高性能化に伴う検知、救出、除染等の活動手法の進展や実災害での経験等を踏まえ、現行のNBC災害に関する活動マニュアル※を技術的な観点から見直しを行うとともに、災害態様別の効果的な部隊編成や部隊運用、消防機関間又は関係機関との連携のあり方などについての追加記述を行うことを目的としました。

※生物・化学テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル、原子力施設等における消防活動対策マニュアル

（2）検討会の体制

検討会は、18名の委員と10名のオブザーバーで構成されており、BC災害、N災害についてそれぞれの議論を深めるため、以下のとおり2つの分科会を設置し、検討を行いました。

①救助技術の高度化等分科会（以下「救助分科会」という。）

ア　検討範囲

BC災害に関する消防・救助活動並びにBC災害の部隊の編成及び運用に係る事項の見直しを行う。

イ　分科会構成員

委員12人、オブザーバー７人

②N災害等に関する消防活動対策分科会（以下「N分科会」という。）

ア　検討範囲

放射線や放射性物質に関する検知や防護に係る資機材等の技術的な進展、放射性物質や原子力施設に係る事故等に対する実際の消防活動事例、原子力災害対策に関する新たな枠組みとの整合性の確保等の見直しを行う。

イ　分科会構成員

委員９人、オブザーバー８人

（3）検討の経過

平成24年 ７月 ３日（火）　第１回検討会
平成24年 ８月 ３日（金）　第１回救助分科会
平成24年 11月５日（月）　第１回N分科会
平成24年 12月18日（火）　第２回救助分科会
平成25年 １月28日（月）　第２回N分科会
平成25年 １月28日（月）　第３回救助分科会
平成25年 ２月22日（金）　第２回検討会

3 検討結果の概要

検討会及び分科会では、NBC災害及びそれに関係する消防・救助活動に係る幅広い課題について検討しました。その成果は、「消防・救助技術の高度化等検討会中間報告書」として取りまとめ、全国の消防本部に送付するとともに、消防庁のウェブサイトで公表しています。

以下では、従来のマニュアルから変更があった主な事項についてその考え方を説明します。

（1）化学剤又は生物剤の漏洩等による事故災害を対象に追加

現行の「生物・化学テロ災害時における消防機関が行う活動マニュアル」では、化学剤又は生物剤を使用したテロ災害のみを対象としていましたが、これらに加えて化学剤又は生物剤※の漏洩・拡散・流出などを伴う事故災害も対象とすることとしました。これは、テロ声明が事前に出ているなどの場合を除き、初動では原因物質が不明な状態での対応が必要であること、テロ以外の原因で化学剤又は生物剤の漏洩等による事故災害への対応も必要であることなどのためです。

※化学剤：神経剤（サリン等）、びらん剤（硫黄マスタード等）、窒息剤（ホスゲン等）、シアン化物・血液剤（青酸等）等
　生物剤：炭疽、ペスト、ウイルス性出血熱、天然痘　等

（2）化学災害又は生物災害が疑われる場合の消防活動

①危険度に応じた区域の設定（ゾーニング）

119番通報等により災害が覚知され活動を開始した段階では、原因物質は不明であることを想定することが現実的です。そのため、原因物質が不明な段階では、安全を見込んだ、化学剤、生物剤どちらにも対応できる区域の設定（ゾーニング）を行います。（図２）

図2　屋内外での区域の設定（ゾーニング）例

区域の設定（ゾーニング）では風向きを考慮して、風上、風横、風下側に一定の距離に広げたホットゾーンを設定することとし、その後、原因物質が推定されるに従い、適宜ホットゾーンを変更する必要があります。

②化学剤・生物剤への防護

曝露者の救出等を行う消防隊員自身の防護措置は、活動における基本であり、現場へ進入する前に、判明した情報に基づいて適切な防護装備を選択し、化学剤・生物剤が体表面や粘膜に触れないように細心の注意を払う必要があります。

防護措置にはレベルAからレベルDまであり、各レベルにおける防護措置は図３のとおりです。ただし、原因物質が分からない場合は、レベルA防護措置を施し最高度の安全水準を確保する必要があります。

③レベル別活動隊の活動範囲（表１・図３）

原因物質が不明な場合は、ホットゾーンにおい

図3　レベル別防護措置

・レベルA防護措置…陽圧式化学防護服を着装し、自給式呼吸器にて呼吸保護ができる措置
・レベルB防護措置…化学物質対応防護服（気密型非陽圧式化学防護服）を着装し、自給式呼吸器又は酸素呼吸器にて呼吸保護できる措置
・レベルC防護措置…化学物質対応防護服（非気密型非陽圧式化学防護服）を着装し、自給式呼吸器、酸素呼吸器又は防毒マスクにて呼吸保護できる措置
・レベルD防護措置…化学剤・生物剤に対して防護する服を着装しておらず、消防活動を実施する必要最低限の措置
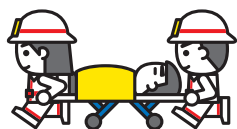
てレベルA活動隊がホットゾーンの設定、簡易検知活動、危険排除（化学剤又は生物剤の収去、化学剤又は生物剤の収納容器の収去）、救助活動を実施します。ウォームゾーンにおいてレベルB活動隊がウォームゾーンの設定、曝露者集合場所の決定、歩行可能な傷病者の誘導、１次トリアージ、曝露者及び隊員等の除染活動を実施します。コールドゾーンにおいてレベルC及びD活動隊が現場指揮本部の設置、コールドゾーン及び消防警戒区域の設定、情報収集、広報活動、避難誘導、２次トリアージポスト及び救護所の設置、2次トリアージ、救急搬送を実施します。

化学剤の種類及び濃度が推定できた場合、レベルB活動隊はホットゾーンでも活動が可能となり、レベルC活動隊はウォームゾーンでの活動が可能となります。ただし、びらん剤などの化学剤では、レベルB活動隊がホットゾーンで活動できない可能性があるため、専門家の指示に従う必要があります。

生物剤の種類が推定できた場合、レベルC活動隊はホットゾーン及びウォームゾーンでの活動が可能となります。このため、必ずしもレベルA及びB活動隊がホットゾーン及びウォームゾーンにおいて活動する必要はありません。

表1　各区域での防護措置

区域	原因が不明な場合	化学災害	生物災害
ホットゾーン	レベルA活動隊	レベルA活動隊 レベルB活動隊	レベルC活動隊
ウォームゾーン	レベルB活動隊	レベルB活動隊 レベルC活動隊	レベルC活動隊
コールドゾーン	レベルC活動隊 レベルD活動隊	レベルD活動隊	レベルD活動隊

（4）ウォームゾーン、コールドゾーンで行う除染及びトリアージの手順（図４）

①ウォームゾーンでのトリアージ（１次トリアージ）

１次トリアージは暴露者集合場所で実施し、汚染場所から迅速に遠ざけることを優先するためSTART法は使用せず、「自力歩行可能者」と「自力歩行不可能者」に区分します。化学剤又は生物剤の付着の有無等により、除染方法（除染なし・脱衣・水的除染）を選択し、可能な限り速やかに実施します。ただし生物剤を曝露した場合には、潜伏期間があるため、曝露直後は症状が現れず、歩行不可能者が存在しない可能性があることに留意する必要があります。

②除染活動

乾的除染（清拭、乾燥砂、脱衣）又は温水除染を実施します。

除染ラインの構成については、「歩行可能、男性用」、「歩行可能、女性用」、「歩行不能、曝露者用」、「隊員用」の4列であることが効果的です。

除染中は脱衣しているため、状況に応じて除染所付近にはジェットヒーターや毛布等を配置するよう配慮する必要があります。

③コールドゾーンでのトリアージ（２次トリアージ）

曝露者の除染後、２次トリアージポストにおいて、救急隊員（救急救命士）が医師等と連携を図り、トリアージタッグをつけ、傷病者の傷病程度を区分し、

図4　レベル別活動隊活動範囲イメージ図

レベルA防護措置	レベルB防護措置	レベルD防護措置
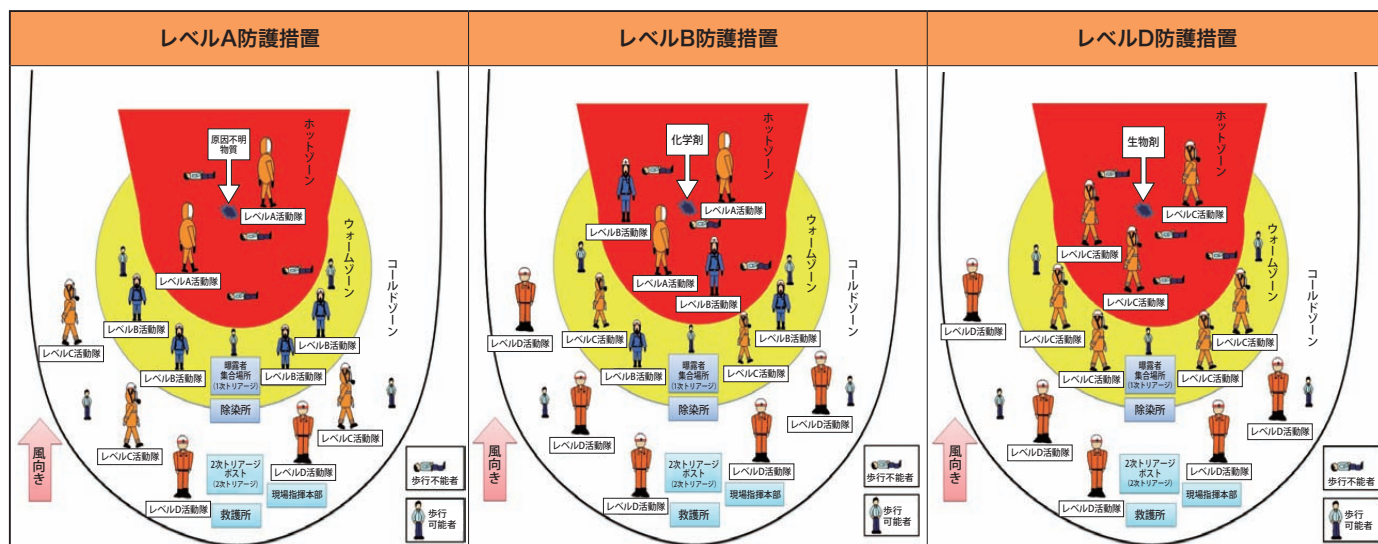
図5　ウォームゾーン、コールドゾーンで行う除染活動及びトリアージの手順
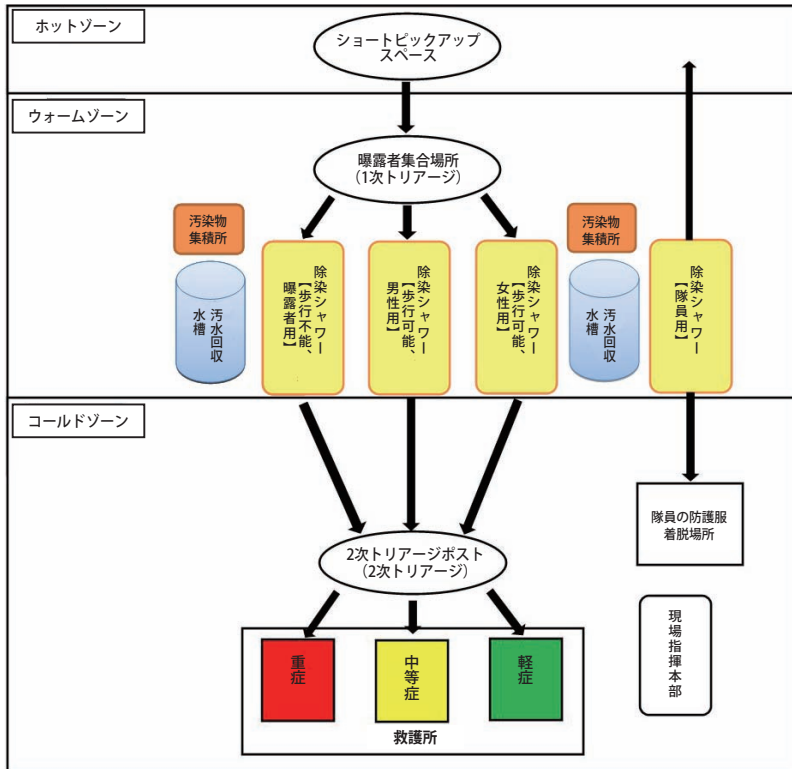
応急処置を実施します。特に化学剤曝露による心肺停止の傷病者をSTART方式でトリアージを実施した場合は、気道を確保して自発呼吸がなければ救命不能となる可能性があります。なお、地下鉄サリン事件では、５人の心肺停止の傷病者のうち３人の傷病者が社会復帰された事例があるため、トリアージタッグの使用については、安易に黒タッグを付けないよう十分留意する必要があります。

（5）隊員の安全管理・体調管理・健康管理

化学災害又は生物災害の活動では、原因物質が目に見えない中で活動することによる危険性があるとともに、特別な防護措置を備えたうえで長時間におよぶ活動に伴う困難性があるため、活動隊員の安全管理・体調管理・健康管理を最大限に配慮する必要があります。例えば、活動隊員が息苦しさ、目の痛み等の異状を訴えた場合は、除染、応急処置を実施し医師の診断を受けることを徹底し、活動中は交代するごとにパルスオキシメーター等を装着させるなどにより隊員の体調を管理する必要があります。

（6）原子力災害での消防活動上の課題と教訓を整理

東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故は、巨大な地震・津波災害と原子力災害の複合災害となり、その影響が広域化・長期化する中、地元や応援の消防本部における活動上も様々な課題が生じることとなりました。

そこで、東日本大震災に伴う東京電力福島第一原発事故による原子力災害に係る消防活動上の課題と教訓を整理し、原子力施設等における消防活動対策マニュアルの見直しの方向性について整理を行いました。

4　おわりに

平成24年度の検討会では、以上のとおり従来のマニュアルから主に技術的な観点からの見直しを中心に行いました。本稿でも検討成果の一部しか紹介していませんが、関係する消防職員の方々には報告書をご覧いただきたいと思います。

しかしながら、平成24年度では全ての検討事項は終了しておらず、平成25年度も引き続き検討していくこととしています。

救助分科会においては、昨年度見直された内容を反映したマニュアル（「化学災害又は生物災害時における消防機関が行う活動マニュアル（中間検討結果）」）についてさらに検討を重ね、より具体的かつ実践的なものにしていくとともに、標準的な部隊編成の設定、他の消防本部への応援要請の要否及び応援要請の内容、自衛隊、警察、医療機関等との効果的な連携方法や役割分担について検討する予定です。

また、N分科会においては、政府全体で進められていく原子力災害対策制度の具体化の動向を踏まえつつ、「原子力施設等における消防活動対策マニュアル」の改訂に向けた検討を行う予定です。

本検討会の成果が各消防本部におけるNBC災害の対応力の向上の一助となるとともに、効果的な消防活動を検討、検証する契機となることを期待します。

報告書の全文は、消防庁のウェブサイト（http://www.fdma.go.jp/neuter/about/shingi_kento/h24/gijutsu_koudoka/index.html）に掲載しています。

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部参事官付　大田
TEL: 03-5253-7507
消防庁予防課特殊災害室　小川
TEL: 03-5253-7528

「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保に係る検討会」報告書の概要

危険物保安室

1 はじめに

平成23年３月11日に発生した東日本大震災において、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下タンクから手動ポンプ等を用いての給油や、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵など平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱い※が数多く行われた。

このため、消防庁においては今後の参考とするため、学識経験者、消防機関、関係業界団体で構成される「東日本大震災を踏まえた仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方に係る検討会」（委員長：大谷英雄横浜国立大学教授）を開催して東日本大震災時に行われた仮貯蔵・仮取扱い等の実態について調査するとともに、震災時等の仮貯蔵・仮取扱い等の安全確保のあり方について検討を行った。

※「消防法第10条ただし書に基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱い」とは、所轄消防長又は消防署長の承認を受けることにより、指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができる制度である。

空き地にドラム缶で危険物を貯蔵している様子

屋外タンクから移動タンク貯蔵所に危険物を移し替えている様子
（仙台市消防局提供）

2 検討項目

検討項目については次のとおりである。

（1）東日本大震災を踏まえた危険物の仮貯蔵・仮取扱い等に係る実態調査及び技術的検証に関する事項

（2）実態調査及び技術的検証を踏まえた危険物の仮貯蔵・仮取扱い等のあり方の検討

3 実態調査及び技術的検証の結果

（1）被災地の消防本部及び危険物施設関係事業者、危険物関係業界団体に対して、震災に伴って行われた仮貯蔵・仮取扱いの実態調査及び関係者の問題意識の把握等を行った結果は次のとおりである。

ア　東日本大震災に伴って行われた仮貯蔵・仮取扱い件数は226件であり、取扱い形態別にみると、次の３つの行為が多く行われた。

・ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い（100事例、44％）
・危険物を収納する設備からの抜き取り（59事例、26％）
・移動タンク貯蔵所等による給油、注油等（15事例、７％）

東日本大震災時に伴って行われた仮貯蔵・仮取扱いの内訳
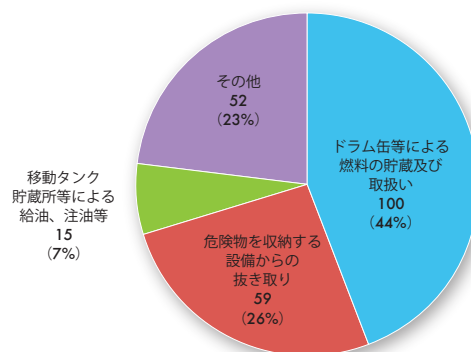
イ　仮貯蔵・仮取扱いに関する申請手続きの実態については、67％の消防本部で震災直後から申請受付が行われていたが、震災後10日経っても受付を開始できない消防本部も18％あった。

また、消防本部によっては、震災後に統一的な基準や指導方針を定めて運用したり、手続きの簡素化を行う等、柔軟な対応が行われた。

一方、申請手続きの柔軟な運用（複数回申請や手続きの簡素化等）や統一的な安全対策に関する指針の必要性を求める意見もあった。

（2）実態調査を踏まえた技術的検証について

実態調査を踏まえ、技術的検証として、ドラム缶等による危険物集積の火災危険性及び静電気リスクに関する文献調査、並びにドラム缶等に係る可燃性蒸気滞留シミュレーションを行った。

ア　ドラム缶等による危険物の集積に係る火災危険性の評価に関する文献調査

・危険物が容器に収納されている状態では流出の危険性は小さいが、詰め替え作業時には流出・火災の可能性を考慮すべき。

・容器が火炎等にさらされると破裂・流出する可能性があるが、屋外貯蔵所と同様の保安距離、保有空地を確保することにより、周囲への影響は限定される。

以上のことから、ドラム缶から危険物の詰め替え等の作業を行う場所と、ドラム缶の集積場所とは離すことが必要である。

イ　ドラム缶等によるガソリン等の貯蔵・取扱いに係る可燃性蒸気の滞留シミュレーション

手動ポンプを用いて金属携行缶にガソリン等を詰め替える場合を想定すると可燃性蒸気の滞留範囲は最大１ｍに及ぶ

ドラム缶からガソリン等が流出した場合を想定すると可燃性蒸気の滞留範囲は最大30mに及ぶ
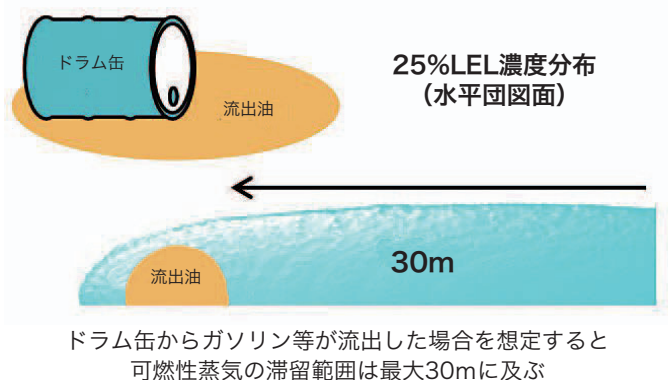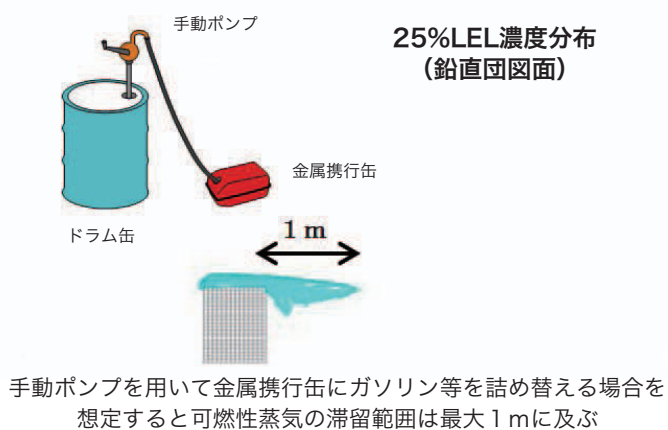
・可燃性蒸気の濃度が高くなる可能性のある範囲は、手動ポンプを用いたガソリン等の詰め替え作業では最大半径１ｍであるが、ドラム缶転倒等によりガソリン等が流出した場合を想定すると最大30mに及ぶことから、流出事故が発生した場合には、流出量に応じた応急措置を講ずることが必要である。

ウ　静電気による出火危険性およびその対応に関する文献調査

・ガソリン等への静電気の帯電量を小さくするためには、流速を落とすこと、パイプを容器底につけて静かに注油すること、一定時間静置することが有効。

・人体への静電気の帯電量を小さくするため、静電安全靴や静電作業服の着用等が有効。

・静電誘導による放電を防止するため、周囲にある容器、ポンプ部品等は可能な限りアースしておくこと。

4　検討結果

震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱いに係る安全対策、手続きの留意点等について、次のとおりとりまとめた。

（1）震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの留意点

ア　共通的な安全対策

・可能な限り屋外で取り扱うなど、可燃性蒸気が滞留しないよう注意すること。

・必要な保有空地（屋外貯蔵所の基準に準ずる：3〜30m）を確保すること。

・大量の危険物を取り扱う場合は、吸着マットの準備等流出事故防止対策を講ずること。

・ガソリン等を取り扱う場合は、容器やポンプ等にアースを確保する等、静電気対策を行うこと。

・取り扱う危険物に応じた消火設備（消火器等）を用意すること。

・危険物の取扱量によらず、可能な限り危険物取扱者免状保有者が取り扱うか立ち会うこと。　等

イ　危険物の取扱い形態に着目した特有の対策

アに示した共通的な安全対策に加え、危険物の取扱い形態に着目した特有の対策は次のとおり。

(ア)ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱い

・屋内で貯蔵を行う場合は、通風・換気を確保すること。

・燃料の小分け等の危険物の取扱いを行う場所は、貯蔵場所から離れた別の場所に確保するとともに、取扱場所の危険物量は可能な限り少なくすること。　等
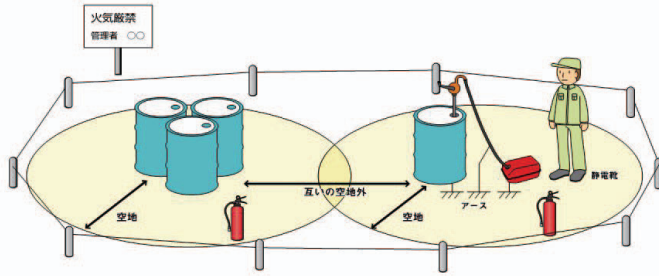
ドラム缶等による燃料の貯蔵及び取扱いの安全対策の例

(イ) 危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取り
- 仮設防油堤の設置等の流出防止対策を講じること。
- 一カ所の取扱い場所で複数の設備からの抜き出しを同時に行うことを避けること。 等
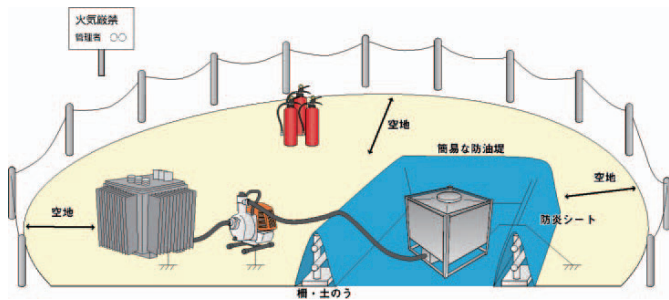
危険物を収納する設備等からの危険物の抜き取りの安全対策の例

(ウ) 移動タンク貯蔵所等による給油・注油等
- 危険物を取り扱う場所を明確に定め、空地の確保や標識の設置等を行うとともに、関係者以外の立ち入りを厳に禁ずること。
- 吸着マット等危険物の流出時の応急資機材を準備しておくこと。
- 移動タンク貯蔵所から直接給油する場合、軽油等の吹きこぼし防止に細心の注意を払うこと。
- 船舶からの給油・注油等の場合は上記に準ずるほか、船を確実に係留するとともに津波警報発令時の対応についても予め決めておくこと。 等

移動タンク貯蔵所等による給油、注油等の安全対策の例
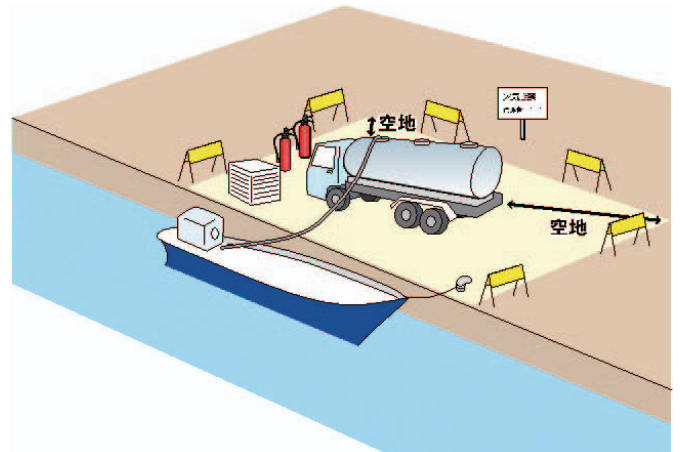
移動タンク貯蔵所から船舶への給油の安全対策の例

ウ 手続き

電話等の通信手段による申請、仮貯蔵・仮取扱いが長期間にわたる場合の繰返し承認等の震災時に想定される手続きについて事前に定めておくことが必要。

また、各事業所に対して、震災時等の状況及びア及びイで示す安全対策を踏まえて想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態及び講ずる予定の安全対策について具体的に計画させておくとともに、前述の手続きについても周知することが重要。

(2) 震災時等における危険物施設での臨時の貯蔵・取扱いを念頭に置いた留意事項を予め施設の許可内容や予防規程に想定される臨時的な貯蔵、取扱いを含める等、事前に消防本部と合意しておくとともに、緊急時対応用資機材を準備することが重要である。

5 今後の対応

本検討会で得られた知見について、全国の消防機関で共有し、今後の災害時等での迅速、円滑な仮貯蔵・仮取扱いの承認を図っていくことが必要である。このため、近日中に、震災時等における危険物の仮貯蔵・仮取扱い等の安全対策及び手続きについてガイドラインを通知する予定である。

また、今年度「(仮称)東日本大震災を踏まえた危険物施設の震災等対策のあり方に関する検討会」を開催し、個別の施設類型毎の特徴を踏まえた危険物施設における震災等対策を適切かつ容易にするためのガイドラインについて検討する予定である。

問合わせ先
消防庁危険物保安室　中嶋、森
TEL: 03–5253–7524

平成24年（1月～12月）における火災の概要（概数）

防災情報室

1 総出火件数は、44,102件、前年同期より5,904件の減少

平成24年（1月～12月）における総出火件数は、44,102件で、前年同期より5,904件減少（−11.8%）しています。

これは、おおよそ1日あたり120件、12分ごとに1件の火災が発生したことになります。

また、火災種別でみますと、下表のとおりです。

2 総死者数は、1,720人、前年同期より46人の減少

火災による総死者数は、1,720人で、前年同期より46人減少（−2.6%）しています。

また、火災による負傷者は、6,806人で、前年同期より480人減少（−6.6%）しています。

3 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）数は、1,017人、前年同期より53人の減少

建物火災における死者1,323人のうち住宅（一般住宅、共同住宅及び併用住宅）火災における死者は、1,142人であり、さらにそこから放火自殺者等を除くと、1,017人で、前年同期より53人減少（−5.0%）しています。

なお、建物火災の死者に占める住宅火災の死者の割合は、86.3%で、出火件数の割合55.3%と比較して非常に高いものとなっています。

4 住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）の6割以上が高齢者

住宅火災による死者（放火自殺者等を除く。）1,017人のうち、65歳以上の高齢者は677人（66.6%）で、前年同期より34人減少（−4.8%）しています。

また、住宅火災における死者の発生した経過別死者数を、前年同期と比較しますと、逃げ遅れ571人（7人の減・−1.2%）、着衣着火67人（13人の増・＋24.1%）、

平成24年（1月～12月）における火災種別出火件数

種別	件数	構成比（%）	前年同期比	増減率（%）
建物火災	25,525	57.9%	▲1,270	−4.7%
車両火災	4,534	10.3%	▲595	−11.6%
林野火災	1,176	2.7%	▲917	−43.8%
船舶火災	86	0.2%	▲4	−4.4%
航空機火災	1	0.0%	▲3	−75.0%
その他火災	12,780	29.0%	▲3,115	−19.6%
総火災件数	44,102	100%	▲5,904	−11.8%

出火後再進入19人（１人の減･−5.0%）、その他360人（58人の減・−13.9%）となっています。

5 出火原因の第１位は、「放火」、続いて「たばこ」

総出火件数の44,102件を出火原因別にみると、「放火」5,340件（12.1%）、「たばこ」4,192件（9.5%）、「こんろ」3,941件（8.9%）、「放火の疑い」3,184件（7.2%）、「たき火」2,425件（5.5%）の順となっています。

6 住宅防火対策への取組み

平成16年６月の消防法改正により、全住宅の寝室等に住宅用火災警報器の設置が義務付けられました。新築住宅については平成18年６月１日から、既存在宅についても市町村条例の規定により順次義務化され、平成23年６月１日に全ての市町村で義務化されました。

消防庁では、平成20年12月の住宅用火災警報器設置推進会議において決定された「住宅用火災警報器設置推進基本方針」に基づき、報道機関や広報誌等と連携した広報の実施や消防団、婦人（女性）防火クラブ、自主防火組織等と連携した普及・啓発活動等により住宅用火災警報器の早期設置の促進等を図ってきたところですが、消防庁が平成24年６月時点で推計を行ったところ、全国の普及率は約78%に留まっています。

すべての市町村で義務化を迎えたことから、今まで開催してきた住宅用火災警報器設置推進会議を発展的に「住宅用火災警報器設置対策会議」とし、未だに住宅用火災警報器を設置していない世帯への対策を打ち出すとともに、既に設置している世帯への維持管理を周知することで住宅用火災警報器の設置定着を図っています。

また、広報、普及・啓発活動の積極的な推進に資する住宅防火防災推進シンポジウムを平成24年度には全国９ヵ所で開催したほか、春・秋の全国火災予防運動等の機会をとらえ、報道機関や消防機関等と連携した普及啓発活動を行い、住宅用火災警報器等の設置対策活動を行っていきます。

7 放火火災防止への取組み

放火及び放火の疑いによる火災は、8,524件、総火災件数の19.3%を占めています。

消防庁では、ソフト対策として、春･秋の全国火災予防運動において放火防止対策に積極的に取り組むよう消防機関に通知し、全国で放火火災防止対策戦略プランに基づきチェックリストを活用した自己評価による「放火されない環境づくり」を目指した取り組みが進められています。

8 林野火災防止への取組み

林野火災の件数は、1,176件で、前年同期より917件減少（−43.8%）し、延べ焼損面積は約372haで、前年同期より約1,699ha減少（−82.0%）しています。

例年、空気が乾燥する春先に林野火災が多発していることから、本年も「林野火災に対する警戒の強化について（平成25年２月27日消防特第29号）」を各都道府県等へ発出し、入山者や林業関係者等に対する林野火災予防の徹底・警戒強化やヘリコプターによる空中消火の積極的な活用等について周知しました。

また、毎年、林野庁と共同で火災予防意識の啓発を図り、予防対策強化等のため、春季全国火災予防運動期間中の３月１日から７日までを全国山火事予防運動の実施期間とし、平成25年は「山の火事　もとは小さな　火種から」という統一標語のもと、様々な広報活動を通じて山火事の予防を呼びかけました。

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部防災課防災情報室　吉村、濵
TEL: 03-5253-7526

平成25年度消防研究センターの一般公開

消防研究センター

発明の日（４月18日）を含む科学技術週間に合わせて、４月19日（金）に一般公開を実施しました。今年度も、隣接する消防大学校、日本消防検定協会及び一般財団法人消防科学総合センターと共同で開催し、いわゆる三鷹キャンパスをあげての一般公開となりました。

今年度の一般公開では、日頃行っている研究開発の紹介や毎日の防火安全につながる体験コーナーなど全24項目にわたる展示を行い、うち９項目については実演を行い、500人近くの来訪者を迎えることができました。来訪者の内訳は、消防防災関連企業の会社員（24%）や消防職員（21%）などの消防関係が多く来場しましたが、消防防災関連企業を除く一般の会社員（39%）や学生など幅広くご参加頂きました。

消防研究センターでは、平成23年３月11日の東日本大震災の課題を踏まえた研究開発に取り組んでいます。それらのうち、太陽電池モジュール関連火災における消防活動時の危険性についての紹介（写真１）や、ガレキや海水で立ち入りが困難な津波被害現場での消火・人命救助用消防車両（小型水陸両用車）（写真２）について、実物の展示や実演を行いました。

消火については、泡消火のメカニズムを、燃焼状況がタンクの底や側面から観察可能な実験用小規模タンクの実演をまじえて紹介しました（写真３）。さらに、霧状の水を噴射して水損を少なくして効果的に初期消火が可能な２流体ノズルを用いて、可燃性液体火災の消火実演（写真４）を行いました。

消防研究センターは、今後も、国民の安全を守る身近な研究機関として、また、消防防災を専門に研究する唯一の国立研究機関として、より一層、消防防災科学技術の向上に努めてまいります。

問合わせ先
消防庁消防研究センター　研究企画室
TEL: 0422-44-8331（代表）

写真1　太陽電池モジュールの消火活動における危険性の紹介

写真３　泡消火のメカニズム解明のための燃焼実験

写真２　津波被害現場用の消防車両等の実演

写真４　2流体ノズルを用いた消火の実演

国民保護に係る国と地方公共団体による共同訓練の実施について

国民保護運用室

毎年、国民保護法に基づき、国、地方公共団体、その他関係機関及び地域住民が一体となった共同の実動訓練及び図上訓練（以下「国民保護共同訓練」といいます。）を実施しているところですが、平成25年度の実施予定について、内閣官房の報道発表に合わせて平成25年５月21日に消防庁からも報道発表しました。

今年度は、12都県で実施します。

訓練の実施時期及び詳細については検討中ですが、青森県においては、放射性物質を含む爆破テロを想定し、広域医療搬送を盛り込んだ実動訓練を、熊本県においては、船舶等を用いた住民の広域避難を想定した図上訓練を実施します。

個々の訓練の実施日等については、今後、内閣官房及び訓練実施都県から逐次発表されます（内閣官房の国民保護ポータルサイト“http://www.kokuminhogo.go.jp/”などでご確認ください。）。

なお、訓練の性質上、内容の詳細などについては非公開とされる場合があります。

国民保護共同訓練は、平成17年度から実施されており、平成21年度末には全都道府県において１回以上実施済みとなっていますが、そのうち実動訓練が実施済みなのは25年度実施予定の県を含めて29道府県となっています。

国民保護共同訓練の実施状況

訓練実施回数（H25年度実施予定含む）

	団体数	都道府県
8回	１県	福井県
6回	2県	徳島県、愛媛県
4回	2県	富山県、鳥取県
3回	10都県	青森県、山形県、茨城県 埼玉県、東京都、新潟県 佐賀県、熊本県、宮崎県 沖縄県
2回	18道府県	北海道、岩手県、秋田県、 千葉県、神奈川県、長野県 岐阜県、愛知県、三重県 滋賀県、京都府、兵庫県 岡山県、山口県、香川県 福岡県、長崎県、鹿児島県
1回	14府県	上記以外
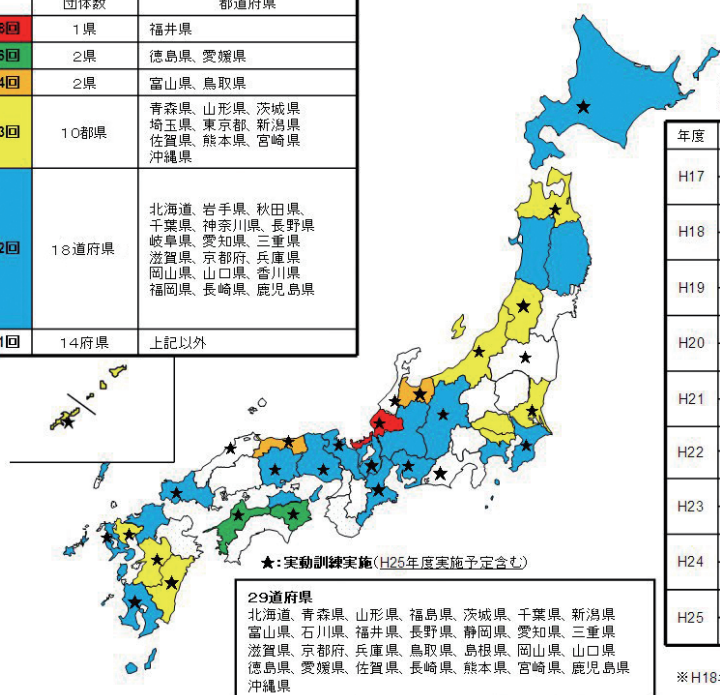
平成25年5月21日現在

年度ごとの訓練実施状況（H25年度実施予定含む）

年度	区分	都道府県	計
H17	実動	1県	5県
	図上	4県	
H18	実動	3道県	※10都道府県
	図上	8都府県	
H19	実動	5県	15府県
	図上	10府県	
H20	実動	4県	18県
	図上	14県	
H21	実動	4県	14都県
	図上	10都県	
H22	実動	3府県	10府県
	図上	7県	
H23	実動	3道県	12道県
	図上	9県	
H24	実動	6県	11県
	図上	5県	
H25	実動	4県	12都県
	図上	8都県	

※H18年度は鳥取県が実動と図上を実施。

★：実動訓練実施（H25年度実施予定含む）

29道府県
北海道、青森県、山形県、福島県、茨城県、千葉県、新潟県
富山県、石川県、福井県、長野県、静岡県、愛知県、三重県
滋賀県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、山口県
徳島県、愛媛県、佐賀県、長崎県、熊本県、宮崎県、鹿児島県
沖縄県

平成25年度実施予定の国民保護共同訓練とその特徴

【実施予定件数】

種別	実施都道府県	都道府県数（訓練件数）	計
実動	青森県、新潟県、愛知県、沖縄県	４県（４訓練）	12都県（12訓練）
図上	千葉県、東京都、富山県、福井県、徳島県、香川県、愛媛県、熊本県	８都県（８訓練）	

【特徴】

○青森県において、放射性物質を含む爆破テロを想定し、広域医療搬送を盛り込んだ実動訓練を実施する。
○熊本県において、船舶等を用いた住民の広域避難を想定した図上訓練を実施する。

※　訓練の実施時期及び詳細については検討中。

問合わせ先
消防庁国民保護運用室　松田、長谷川
TEL: 03-5253-7550

平成25年春の消防関係叙勲並びに褒章伝達式

総務課

平成25年春の叙勲伝達式（５月10日（金）、ニッショーホール）、第20回危険業務従事者叙勲伝達式（５月14日（火）、日比谷公会堂）、平成25年春の褒章伝達式（５月16日（木）、スクワール麹町）が、それぞれ盛大に挙行されました。

叙勲を受章された方々は、永年にわたり国民の生命、身体及び財産を火災等から防ぎょするとともに、消防力の強化、充実に尽力され、消防の発展及び、社会公共の福祉の増進に寄与された消防関係者の方々です。また、褒章を受章された方々は、永年にわたり消防防災活動及び消防関係業界の業務に精励し、消防の発展に大きく寄与された方々、並びに自己の危険を顧みず人命救助に尽力した方々です。それぞれの受章者数は、春の叙勲614名、第20回危険業務従事者叙勲625名及び春の褒章98名です。

なお、消防関係者の叙勲・褒章の受章者数は次のとおりです。

平成25年春の叙勲

瑞宝中綬章	１名
瑞宝小綬章	２６名
旭日双光章	２名
瑞宝双光章	１０８名
瑞宝単光章	４７７名

第20回危険業務従事者叙勲

瑞宝双光章	３３２名
瑞宝単光章	２９３名

平成25年春の褒章

紅綬褒章	１２名
黄綬褒章	７名
藍綬褒章	７９名

危険業務従事者叙勲伝達式において式辞を述べる新藤総務大臣

春の叙勲伝達式において代表受領される亀井浅道氏

危険業務従事者叙勲伝達式において代表受領される金子義郎氏

春の褒章伝達式において代表受領される田上征氏

問合わせ先
消防庁総務課　高橋
TEL: 03-5253-7521

京都市消防局に対するヘリサットシステムの引渡式について

防災情報室

1．はじめに

消防庁では、平成25年３月28日に、世界初の技術となるヘリサットシステムを、消防組織法第50条に基づく無償使用制度で、京都市消防局に同無償使用制度で配置しているヘリコプターに配備することとなりました。

これに伴い、消防庁から京都市消防局へのヘリサットシステムの引渡式を開催しました。

ヘリサットシステム引渡式の様子

2．ヘリサットシステム

大規模災害が発生した場合、被災地の映像をヘリコプターで撮影し無線で伝送することにより、官邸、内閣府（防災担当）、消防庁等の防災関係機関において迅速かつ的確な災害対応を行っています。

現在、この無線伝送は、ヘリコプターからの電波を一旦、地上のヘリテレアンテナ設備で受けて通信衛星に中継していますが、アンテナ設備でカバーできない空白地帯が全国各地に存在しています。

そこで、ヘリコプターから通信衛星に直接伝送する技術（通称：ヘリサットシステム）を京都市消防局配備の消防庁ヘリコプターに実装し日本中どの地域が被災しても被災地映像が伝送できるようにするものです。

ヘリサットシステムを搭載した京都市消防局のヘリコプター
（消防庁からの無償使用制度で配置しているヘリコプター）

3．今後

消防庁が、緊急消防援助隊として無償使用制度で貸与及び貸与予定のヘリコプター（東京消防庁、埼玉県、宮城県、高知県（８月配備予定））に平成２５年度内にヘリサットシステムを配備予定である。
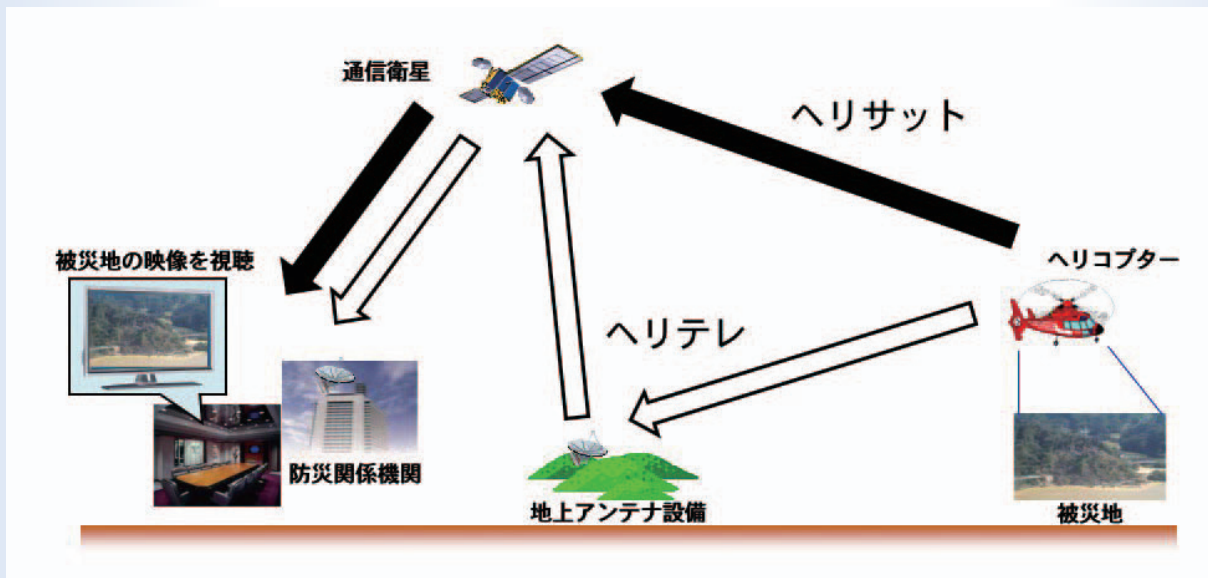
ヘリサットシステムとヘリテレシステム

ヘリサットシステムのアンテナ

ヘリサットシステムの送信機

問合わせ先

消防庁防災課　防災情報室　吉村、河田、濱
TEL: 03–5253–7527

先進事例紹介

消防の広域化

すべては住民のために

滋賀県　東近江行政組合消防本部

管内の概要

本組合は、滋賀県のほぼ中央で琵琶湖の東側に位置し、管内構成市町は近江八幡市、東近江市、日野町、竜王町、愛荘町の２市３町となっています。

管内の東側は鈴鹿国定公園の山岳地帯、西側は琵琶湖国定公園の水郷地帯と両国定公園に囲まれ、中央部は愛知川・日野川・宇曽川が作り出した扇状地と沖積層からなる平野部で穀倉地帯を形成しています。

本地域の歴史は古く、万葉の時代には中央の平野部は蒲生野と呼ばれ、大陸から渡来した人々により一帯が開拓されました。

中世には織田信長によって安土城が築かれると、この一帯は政治、文化、経済の中心地となり近江商人の活発な活動は全国に広がりました。近江商人発祥の地として近江八幡市、日野町、東近江市五個荘地区は特に有名です。

交通機関としては、管内を縦断するようにＪＲ新幹線、ＪＲ琵琶湖線、名神高速道路、国道８号線、国道307号線がとおり、国道421号線、国道477号線が横断するように走り古来より交通の要衝として重要な役割を果たしています。

管内面積は766㎢、人口25万５千人を１本部５署４出張所、302名の職員で災害に対応しています。
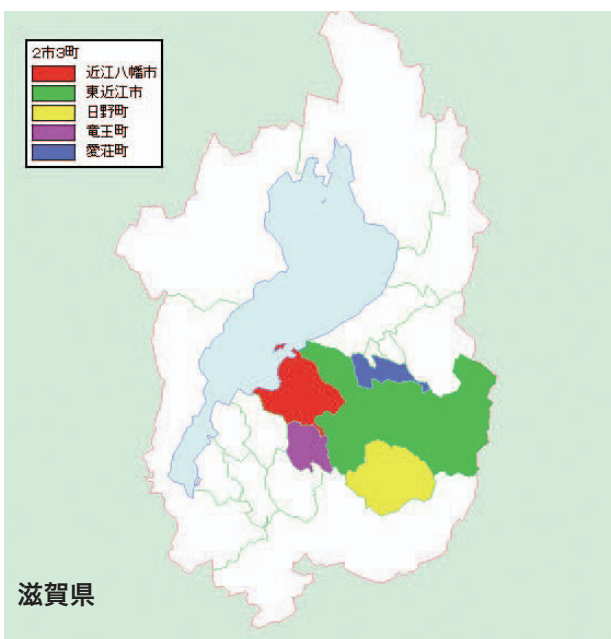
広域化に至る経過

平成20年３月「滋賀県消防広域化推進計画」が策定され、平成24年度中に東近江行政組合消防本部と愛知郡広域行政組合消防本部を広域化し、県内８本部を７本部にするとされました。職員60人規模の愛知郡消防と240人規模の東近江消防を広域化することで、小規模消防本部の解消を図るものでした。

２本部の広域化にはもう一つの大きな要素がありました。平成17年に１市４町の市町合併により東近江市が誕生し、その結果市域を２本部が管轄することとなり、その解消に向けて東近江市が積極的に推進したことがあげられます。

２本部の広域化により東近江市はその恩恵を最大限に享受することとなりますが、他の１市３町は区域の周辺部にあたることから広域化によるメリットが少ないと、当初は広域化に否定的でありました。広域化を進めるにあたっては、分担金を上げることなくサービスは今まで以上にという課題を与えられました。

当本部では、平成21年４月に組合主管課長･消防主管課長をメンバーとする消防広域化検討委員会を立ち上げ、その後消防広域化研究会、副市町長をメンバーとする検討委員会、管理者会、組合議会代表者会議、広域化事務会議、事務担当者会議、広域化協議会幹事会等を経て、平成23年11月１日に第１回「東近江消防･愛知郡消防広域化協議会」を開催、翌24年２月13日に第５回広域化協議会で「広域消防運営計画」を承認いただき、３月６日に調印式を終え、10月１日に広域化を果たすことが出来ました。

先の課題について、分担金は両本部とも基準財政需要額割を基本としていましたが、愛知郡消防は東近江消防に比べて高コスト体質であったことから、人件費や署所運営経費については変則的な分担方法とすることで合意を得ました。

広域化の効果

一番の効果は、やはり住民サービスの向上にあります。

調印式

愛知消防署開署式

愛知郡消防では火災対応は初動３隊でしたが、広域化後は初動６隊となり、第３出動まで対応できるようになりました。また、東近江消防でも第３出動規模でも体制に余力が出来、消防力の充実強化に繋がりました。

また、２本部の境界エリアでは直近出動により現場到着の時間短縮が図れると共に、救急重複時にも十分な対応が出来るようになりました。

一方経費面では、通信指令台の更新、近々のデジタル化による多額の経費負担をより多くの市町で分担出来ること、特殊車両の精査による経費節減などのメリットがあげられます。

職員の意識においても、特に愛知郡消防の職員にあっては、60人規模から300人規模となることで不安もあったようですが、πが大きくなったことを喜んでいる職員が多く、東近江消防の職員も刺激があって相乗効果を生み出しているようです。

現在の取組

人口・面積規模から職員・署所数を比較すると、愛知郡消防は東近江消防に比べて密であることから、今後全体的なバランスから署所配置や職員配置を考慮する必要があります。その中で、現在１署２出張所の配置について構成市町と協議を進めているところです。

職員の処遇面、特に給料については、愛知郡消防が若干低かったので、調整を加え平成25･26年度中に完了する予定です。

消防団との関係においては、消防協会支部事務において、また女性防火クラブ、防火保安協会についても若干の差異があることから、統一できるよう調整を図っています。

まとめ

広域化は３年半を費やしようやく実現しました。その間色々な事がありましたが、我々消防本部としては住民目線に立った上で、広域化あるべしとして粘り強く取り組んで来ました。

当時の組合管理者が二重行政の当事者である東近江市長だったこともあり、一番のネックとなった分担金についてもリーダーシップを発揮されました。

今後署所配置や変則的な分担金の是正に向けた取り組みなど、まだまだ問題はありますが、すべては住民への消防サービス向上の為を目指して頑張っていきたいと思います。

警防活動総合訓練

先進事例紹介

地域の宝を地域の手で守るために
～地域による津波一時避難場所の整備～

石川県　珠洲市正院地区自主防災組織

活動の目的

正院町は、石川県珠洲市の東部地域に位置し、その北側の山岳から海に流れる二本の河川により、田畑を潤い、海・平野・山岳と豊かな自然に恵まれている。

また、町を東西に走る県道沿いの海岸線を中心に、住宅街が広がっており、町内の世帯数は、681世帯、人口は1,705人となっている。

正院地区自主防災組織では、積極的に住民同士の協力性を図り、万一の災害時には、自分たちの地域を、自分たちで守れるように防災活動に取り組んでいる。

活動内容

正院地区自主防災組織には、会長の下、長浜（５区長）・耕道（４区長）・羽黒（２区長）・黒滝平床（４区長）・古塚（３区長）の５部落（18区長）が主体となって設置されている。

平成24年９月30日には、珠洲市総合防災訓練が行われ、正院地区自主防災組織に於いても防災津波避難訓練を実施し、562名の住民が参加して防災意識を高めた。

この地区は、平成５年２月７日発生した能登半島沖地震や、平成７年８月の豪雨出水、平成13年１月の大雪等の災害発生時には、当地区に対策本部を立ち上げ減災につなげる等、防災に関する意識が非常に高く、平成９年１月のロシアタンカー重油流出災害の際には、多数の住民がボランティアとして参加し、油にまみれながら汗を流し、郷土の海岸線の再生に向けた活躍を残している。

また、平成23年３月11日に発生した東日本大震災を受け、平成23年５月７日から６月19日までの間、本市指定の津波来襲一時避難場所である（正院地区）殿山を自主的に整備した。

山林の所有者のご理解から、自主防災組織をはじめ、消防団・各ボランティア団体・青年団・ＰＴＡ等、住民の有志200名以上が参加し、それぞれの経験や職業を生かし、木を伐採して避難路を拡幅したり、登坂に枕木や砂利を敷設、手すりを設置した外、登り下りしやすいようにコンクリートにより固め、避難路や避難場所の整備を施し、津波からの避難に備えるものとした。

今後の取組

正院地区自主防災組織の防災津波避難訓練は、２ケ所の津波一時避難場所に住民が避難を実施したが、その内

津波ハザードマップ

正院殿山整備

1ヶ所の避難場所では、避難路の整備や手すりの設置等の要望があり、今後、整備を進めていきたい。

また、今回の訓練は、津波のみの避難訓練だけではなく、海から離れた山間部や高台地区に対しても、地震による各種災害、台風・豪雨による災害等、多種多様な天災・人災を想定して訓練を実施した。

今後も、ある日突然起こり得る災害に備え、正院地区自主防災組織は、住民一人一人が安全に避難出来るよう活動していきたい。

珠洲市　災害に対する心得

北海道

小規模社会福祉施設の防火安全対策に伴う研修会の実施

岩見沢地区消防事務組合消防本部

平成25年4月30日、岩見沢地区消防事務組合消防本部は、小規模社会福祉施設の職員を対象とした研修会を実施しました。

研修会には15事業所から30名が参加、今回が初めての開催で過去に発生したグループホーム火災を教訓に、防火安全対策の徹底及び類似火災を防止することを目的として、設備の維持管理や避難経路の確保等の講義と、煙体験ハウスにて濃煙体験を実施しました。また、研修会には若手職員も参加させ、知識や技術の習得を目的に指導者としての育成も図りました。

煙体験ハウスによる濃煙体験の様子

千葉県

特別救助隊6市合同救助訓練及び消防総合訓練の実施

松戸市消防局

平成25年4月24–26日、本消防局は、旧千葉西総合病院の解体に伴い、近隣6市（松戸、船橋、柏、流山、野田、鎌ケ谷）の特別救助隊合同訓練及び同病院職員を対象とする消防総合訓練を実施。

24–25日、病院建物を震災による倒壊建物と想定し、特別救助隊が高度救助資機材等を活用し進入・救出路確保のため、鉄筋コンクリートの壁面及び床面を破壊する都市型捜索救助訓練を、26日には病院職員を対象に震災初期対応訓練等を実施。今後、災害現場での迅速な救出活動と病院職員との連携が期待できます。

特別救助隊合同訓練の様子

消防通信 望楼 ぼうろう

長野県

統括指揮隊による現場指揮訓練を実施

千曲坂城消防本部

平成25年4月8日、当本部は、職員を対象に現場指揮訓練を実施。指揮隊については、平成17年消防力の整備指針の一部改正に基づき整備し運用してきたところですが、平成24年度に警防規程の一部見直しに加え、各署活動部隊の統括を図る必要性から指揮隊のうち戸倉上山田消防署に統括指揮隊を設ける体制となり運用を開始したところです。現場指揮訓練では、従来の活動要領に併せ出動部隊間の統括指揮について訓練を行い、部隊間の意思の疎通はもとより指揮活動の重要性を再認識しました。

現場指揮訓練風景

大阪府

衛星携帯電話を配備しました！

枚方寝屋川消防組合消防本部

本消防組合では、平成25年5月1日から衛星携帯電話の運用を開始しました。

これは、大規模災害・特殊災害対策の整備の一環として、衛星携帯電話を5台導入したものです。大震災発生等により管内で固定電話及び携帯電話等が不通になった場合、各署、警防部警防課、指令課などの非常通信手段の確保として、また緊急消防援助隊派遣時の消防本部と派遣隊間の通信手段として活用します。

今後も、大規模及び特殊災害への備えに万全を期し、市民が安全で安心して暮らせるまちを目指します。

導入された衛星携帯電話

消防通信／望楼では、全国の消防本部、消防団からの投稿を随時受け付けています。
ご投稿は、「E-mail:bourou-fdma@ml.soumu.go.jp」まで【225文字以内の原稿とJPEG画像を別ファイルで送付してください】

平成25年度中の講師派遣について

消防大学校では、技術的援助として、消防学校からの要請により、警防、予防、救急、救助等の消防行政・消防技術について講師の派遣を行っています。

平成25年度は、41校113件（431時間）の授業に対して講師派遣を予定しています。

近年は、災害の複雑多様化、住民ニーズの増大等、時代の変化に伴い、消防学校における教育訓練も高度で専門的な内容が求められています。

このため、総合教育においては、消防行政の現状と課題に関し背景や対応等に対するもの、専科教育においては専門性が高い分野について全国水準の技術に直接触れようとするものについて、講師派遣の要望が多く寄せられており、これらに積極的に応えていくこととしています。

また、消防学校において、科の新設、教育内容の充実のため授業数の増、先駆的な教育内容の導入を行う場合などにおいても、講師を派遣するなどの技術的援助を行います。消防学校において、新たな教育を計画され、講師の派遣を必要とされる場合は、消防大学校教務部までご相談ください。

今後とも消防大学校では、消防学校との連携を密にしつつ、消防職・団員の資質向上に努めて参ります。

平成25年度　講師派遣の予定

区　分		講　義　内　容	件 数	時 間 数
総合教育	上級幹部科	人事管理、業務管理、危機管理、管理職の役割	10	36
	中級幹部科	消防行政の現状と課題、消防時事、業務管理、現場指揮等	19	68
	消防団科	消防団幹部としての教育訓練、心得	1	2
専科教育	警防科	消防戦術と安全管理、警防行政の現状と課題、NBC災害	14	55
	特殊災害科	特殊災害概論、安全管理、特殊災害に対する消防活動要領等	11	44
	予防査察科	違反処理、予防査察行政の現状と課題、査察	13	50
	危険物科	危険物行政の現場と課題、危険物行政概論、危険物規制	4	16
	火災調査科	鑑定・鑑識、原因調査、火災調査概論、原因調査関係法規等	23	92
	救助科	安全管理、指揮隊運用、消防戦術等と安全管理	9	35
	救急科	救助行政の現状と課題、救急業務及び救急医学の基礎　等	6	22
その他		現場指揮、安全管理、消防戦術、指揮理論	3	11
計			113	431

警防業務リーダー講習会の開催について

消防大学校では、全国各地からの消防大学校入校枠の拡大要望を踏まえ、消防大学校における教育訓練受講機会の拡充を図るため、昨年度に引き続き平成25年度においても出前講座として警防業務リーダー講習会を年４回（定員200名／回）開催します。

本講習会は、都道府県、消防本部又は消防学校において、現に消防司令補以上の階級にあり、警防業務の指導・監督的立場にある者を対象とし、業務に必要な知識及び能力を修得させ、教育指導者としての資質の向上を図ることを目的に実施します。

カリキュラムの内容としては、消防庁国民保護・防災部広域応援室長等による「消防の動向（広域応援等）」、消防大学校教授による「現場指揮と安全管理(現場活動理論)」、昭和女子大学大学院の山崎洋史教授による「リーダーシップと部下の指導育成（教育技法の観点からの部下育成法）」についての講義を予定しています。

今年度においても下記実施計画のとおり開催する予定としておりますので、奮って御参加下さい。

実施計画

回数	日　　程	開 催 地	開　催　場　所
1	６月 １４日（金）	北海道	札幌商工会議所 札幌市中央区北１条西２丁目
2	８月　 ２日（金）	東京都	消防大学校 調布市深大寺東町４丁目３５−２
3	１０月 ２５日（金）	大阪府	新大阪丸ビル別館 大阪市東淀川区東中島１−１８−２２
4	２月　 ７日（金）	福岡県	天神クリスタルビル 福岡市中央区天神４丁目６−７

受講風景（仙台会場：平成24年度）

受講風景（広島会場：平成24年度）

問合わせ先
消防大学校教務部　戸谷、上田
TEL: 0422-46-1712

最近の報道発表について（平成２５年４月２６日～５月２５日）

＜総務課＞

25.4.28	平成25年春の褒章（消防関係）	平成25年春の褒章（消防関係）受章者は、98名で褒章別内訳は次のとおりです。 紅綬褒章　12名 黄綬褒章　７名 藍綬褒章　79名
25.4.29	平成25年春の叙勲（消防関係）	平成25年春の叙勲（消防関係）受章者は、614名で勲章別内訳は次のとおりです。 瑞宝中綬章　１名 瑞宝小綬章　26名 旭日双光章　２名 瑞宝双光章　108名 瑞宝単光章　477名

＜危険物保安室＞

25.5.17	「平成25 年度危険物安全週間」の推進行事等	平成25年度危険物安全週間の期間中（６月２日（日）から６月８日（土）まで）に実施する推進行事等の詳細が決定しました。
25.5.17	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）に対する意見募集	危険物の規制に関する政令別表第一及び同令別表第二の総務省令で定める物質及び数量を指定する省令の一部を改正する省令（案）の内容について、平成25年５月18日から平成25年６月16日までの間、意見を募集します。

＜国民保護運用室＞

25.5.21	国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練の実施	国民保護に係る国と地方公共団体の共同訓練について、平成25年度は12都県で実施します。 共同訓練の実施予定は以下のとおりです。 （１）実動訓練（４県） 青森県、新潟県、愛知県、沖縄県 （２）図上訓練（８都県） 千葉県、東京都、富山県、福井県、徳島県、香川県、愛媛県、熊本県

最近の通知

発番号	日　付	あて先	発信者	標　題
消防予 第200号	平成25年5月20日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁予防課長	住宅用火災警報器に関する施策等の推進状況調査について
消防災 第208号	平成25年5月14日	各都道府県消防防災主管部長	消防庁国民保護・防災部 防災課長	風水害対策の強化について（通知）
中防消 第8号	平成25年5月14日	関係都道府県防災会議会長	中央防災会議会長 （内閣総理大臣） 安倍 晋三	梅雨期及び台風期における防災態勢の強化について
事務連絡	平成25年5月9日	各都道府県消防防災主管課	消防庁消防・救急課	消防活動用バイクの普及状況等に関する情報提供について

広報テーマ

6　月	
①危険物安全週間	危険物保安室
②災害時要援護者対策の促進	防災課
③電気器具の安全な取扱い	予防課
④津波による災害の防止	防災課

7　月	
①台風に対する備え	防災課
②住民自らによる災害への備え	防災課
③石油コンビナート災害の防止	特殊災害室
④火遊び・花火による火災の防止	予防課

電気器具の安全な取扱い

予防課

電気器具は便利なものですが、使用者の取扱いの不注意や誤った使用方法から火災となる場合があります。

建物火災における主な出火原因
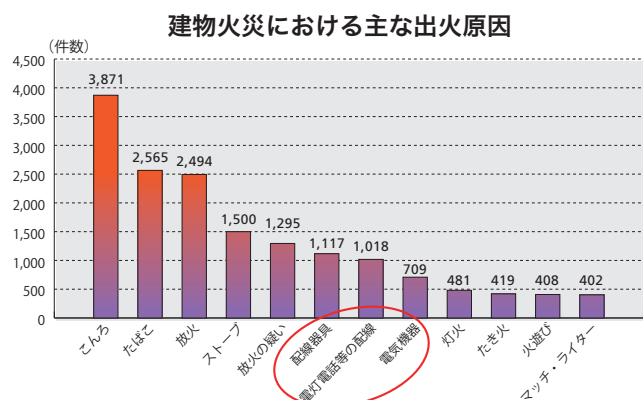
平成24年中の建物火災の件数は、2万5,525件となっており、そのうち電気機器等に起因する火災件数は2,844件で建物火災全体の11.1％を占めています。（各数値は「平成24年（１月～12月）における火災の概要（概数）について（平成25年消防情第119号）」による。）

電気器具を使用する際には､次のことに注意しましょう。

１．電気器具の点検の実施

扇風機や電気ストーブなどの季節を限定して使用する電気器具は、毎年使用する前に必ず点検をしましょう。

また、使用中に普段と違った音や動きに気づいたときは、すぐに使用を止め、コンセントから差込プラグを抜いて、専門の業者に点検をしてもらいましょう。

２．電気器具の正しい使用

電気器具を本来の用途以外に使用した場合、器具に負荷がかかり、過熱し火災の原因になることがあります。使用に際しては、取扱説明書をよく読み、その機能を十分に理解し正しく使用しましょう。

また、アイロンやヘアードライヤーなどは、スイッチを切り忘れたまま放置しておくと火災の原因となります。使用しないときは、器具のスイッチを切るだけでなく差込プラグをコンセントから抜いておきましょう。

使用後はすぐにスイッチを切る習慣をつけましょう

３．電気配線等からの出火防止

家電製品やＯＡ機器の普及により、数多くの電気器具を使用するようになりました。

このため、使用する電気器具に対しコンセントが不足し、たこ足配線になりがちです。コンセントの電気の許容量を超えて電気器具を使用するとコンセントが過熱し、火災の原因となるので、たこ足配線は絶対にやめましょう。

たこ足配線はやめましょう！

また、差込プラグにほこり等が付着したまま長い間コンセントに差し込んだ状態にしておくことにより、差込プラグの両刃間に電気が流れ、ショートして火災になることがあります（トラッキング火災）。

外出時や就寝時はもとより器具を使用しない時には、差込プラグを抜いたり、付着したほこりなどを取り除くようにしましょう。

さらに、傷ついたコードを使用したり、束ねた状態や重い荷物が載った状態であると、その部分に負荷がかかり、断線して出火する可能性がありますので、大変危険です。

傷ついたコードは早めに交換し、重い物を乗せたり、束ねた状態での使用はやめましょう。
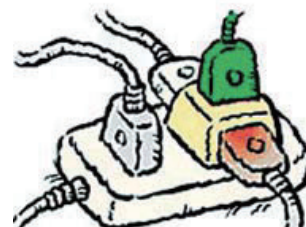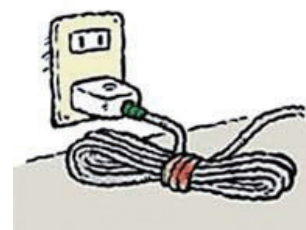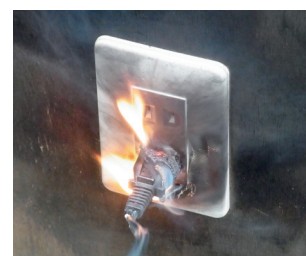
コードを束ねて使うのは
やめましょう。

【注意事項】

１．使用しないときには、**コンセント**から抜く。
２．**たこ足配線**は、絶対にやらない。
３．**差込プラグ**に付着した**ほこり**などは取り除く。
４．**傷んだコード**は使用しない。
５．コードは**束ねた状態**で使用しない。

問合わせ先
消防庁予防課　古賀
TEL: 03-5253-7523

津波による災害の防止

防災課

四方を海に囲まれた我が国は、これまで多くの津波災害を経験し、そのたびに多くの尊い人命が失われてきました。平成23年３月に発生した東日本大震災では、三陸沖を震源とする海溝型地震とそれに伴う巨大な津波により、各地で甚大な被害が生じ、死者・行方不明者は合わせて約２万人にものぼっています。また、今後も、巨大地震等による津波被害の発生が懸念されています。

では、津波による被害を防ぐためには、どうすれば良いのでしょうか。

答えは「強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、すばやく高台等へ避難する！」ことです。

そこで、地方公共団体においては、津波避難対象地域、緊急避難場所、避難路をあらかじめ指定し、住民に周知・徹底するとともに、津波発災時の迅速かつ正確な情報の収集・伝達、避難指示等の迅速な発令等の対応が求められます。消防庁では、東日本大震災を踏まえ、今後発生が懸念される巨大地震等に起因する津波災害に対する地方公共団体の取組を推進するため、昨年度「津波避難対策推進マニュアル検討会」を開催しました。本年３月に取りまとめた同検討会の報告書では、都道府県に対しては、市町村が策定すべき津波避難計画に係る指針の策定を求めているほか、市町村においては、市町村全体の津波避難計画の策定や津波避難訓練の実施、津波ハザードマップの作成・周知などを求めています。

しかし、このような行政側の対策だけでは津波被害を防ぐことはできません。大切なのは、行政と地域、住民が連携して津波による被害の防止に努めることです。

そのためには、いざというとき津波から円滑に避難することができるよう、住民等の参画による地域ごとの津波避難計画を策定しておくことが重要です。消防庁では上記検討会において、地域ごとの津波避難計画を検討するためのワークショップや津波避難訓練を実施し、それらの内容も同報告書に取りまとめています。

津波による災害の防止

地震が発生した時は「すばやく高台等へ逃げる」ことです。

→「自分の命は自分で守る！」といった津波防災意識を高くもち住民一人ひとりが主体的に行動することが大切です。

※地震発生後、短時間で津波が沿岸部に来襲する可能性があります。

「揺れたら逃げる」

「警報を聞いたら逃げる」

地域ごとの津波避難計画の策定は、真に自らの命を守ることに直結するものであり、住民自らが策定する心構えが大切となります。また、この津波避難計画の策定にあたっては、住民のみならず、当該地域内で活動している公共的団体、あるいは事業を営む民間企業等の協力、支援、参画を得ながら地域ぐるみで実施することが重要です。策定した計画に基づき、実践的な訓練等を繰り返し、検証を通じて、不断に見直していくことで、より実効性の高い計画が得られるとともに、避難に対する意識の向上が図られていきます。

何よりも、実際に避難行動をとる住民一人ひとりが、「自分の命は自分で守る！」といった自覚を持ち、津波避難計画の策定・見直しや計画に基づく日頃の津波避難訓練を通じて防災意識の向上を図り、強い揺れや弱くても長い揺れがあった場合には、すぐに主体的に、適切に、高台等の安全な場所へ避難するという行動をとることが重要なのです。

問合わせ先
消防庁国民保護・防災部　防災課震災対策係　日野、辰巳
TEL: 03-5253-7525

消防庁ホームページ　http://www.fdma.go.jp

消防の動き　2013年6月1日発行第506号（毎月1回発行）編集発行／消防庁総務課（Fire and Disaster Management Agency）住所／〒100-8927 東京都千代田区霞が関2－1－2　電話03（5253）7521　FAX 03（5253）7531　編集協力／株式会社ジャパンジャーナル